

世代内倫理に立脚する環境正義 ヴッパタル研究所の理論的支柱としての『公正な未来』(2005年) と「ドイツ社会理論」

桐原 隆弘

**Ecological Justice on Ground of the Intra-Generation Responsibility
Fair Future as the theoretical basis of the Wuppertal Institute in the context
of the German social theories**

Takahiro Kirihara

This essay tries to survey and comment on *Fair Future* (2005), a recent book by the "Wuppertal Institute" a German think tank of ecology. It mainly deals with the *sufficiency*-principle since Aristotle, the Euro-Continental concept of society which prefers political order to economical benefits and a new idea of the human right including the "a priori" land-property of local communities. These are interpreted in this essay in relation to the tradition of the "German social theories" from Kant to Fichte.

Fair Future is characterized by its understanding of environmental problems as economic ones; therefore, it could safely be said that its theoretical basis is that of the *intra*-generational ethics like traditional theories of justice rather than that of *inter*-generational, ecological "holism". This book also differentiates itself from liberalist economics in that the sufficiency- and consistency- (sustainability-) principles are considered important as well as the efficiency principle. It should also be noted 1) that this book supports traditional agriculture in local communities; 2) that it draws attention to a tension between modern national states (old suzerain states) and local communities; 3) it proposes sustainable economy models like de-centralized system of energy supply; 4) that it argues about the social development which is rooted not only on the economic life standard but on the local cultures; and 5) that it criticizes the WTO in that its idea of the free trade does not reduce actually the economic gap between the North and the South.

Key words: environmental justice, critics of the free-trade theory, contraction and convergence, ecological footprint, efficiency/consistency/sufficiency, land property

はじめに

正義論は通常、財の分配、つまり、平等な分配を支持するか、それとも不平等な分配を支持するか、という問題をめぐって議論の対象となる。20世紀に登場した多くの倫理学および社会思想においては、自由主義か社会主義かという社会経済制度論の文脈において、正義論がクローズアップされる機会が多かった。ジョン・ロールズが『正義論』(1978年)において定式化したいわゆる「格差原理」、つ

まり、既得権益を排しチャンスが平等に与えられている状態、言い換えれば「機会の平等」を前提としながらも、「最も恵まれない社会成员の最大限の利益につながる不平等」は容認されうるという立場は、社会主義体制があいついで崩壊した後の現在の状況から見れば、自由主義陣営のひとつの理論的支柱として機能していたように見える。そして同時に、冷戦構造終結とともに、経済的文脈を中心として正義論に言及される議論は一段落ついたと言えるだろう。

80年代から90年代にかけては、南北問題、民族問題、宗教間対立、それに環境問題およびジェンダー問題との関連で、倫理学および社会思想は多様化し、とりわけ正義論の経済偏重とも見える傾向に反し、集団的アイデンティティや多文化主義をめぐって、「(相互) 承認論」が、政治哲学的・社会哲学的色彩を強く持つ理論として浮上してきた。カント的・規範論的議論にとってかわって、ヘーゲル的・存在論的議論（いわゆる「承認をめぐる闘争」）が脚光を浴びたのもこの時期である。財の分配ではなく、人格としての尊厳を相互に承認することがいかにして可能であるかという局面をクローズアップすることによって、承認論に立脚する議論は、倫理学と社会思想に広がりと厚みを加えたと言えるだろう。

しかし、承認と分配の問題は、互いに深く関連しあっている。分配の不平等は、すでにロールズが考慮に入れていたように、業績原理の結果であるだけではなく、ある個人や社会集団の、職責や地位、あるいは市場ゲームに参入する「チャンスの平等」そのものの欠如に由来すると見ることができる。そしてそのようなチャンスの不平等は同時にしばしば、性差、あるいは民族的・宗教的帰属性と密接に結びついている。その際、承認論によって正義論が克服されたと見なすのではなく、尊厳の承認の欠如に、分配の不正義の原因を求めるという立論が可能となってくる。

くわえて、「公害から地球環境問題へ」というわが国において標榜されたスローガンに典型的に表れているように、環境問題が90年代以降、顕著にグローバルなレベルで問われるようになつた。そのことによって、階級間の問題として従来問われてきた財の分配の不平等が、世代間、さらには人間と他の生物種（あるいは生態系全体）との関係において問われるようになる。このいわばパラダイムチェンジに対しては、地域社会の身近な問題を差し置いて、一足飛びに地球市民的な立場を表明することが、「公害」における「私」企業の具体的な責任関係を曖昧にするのではないか、という疑問が投げかけられてきた¹⁾。このことを含めて、環境倫理をめぐる議論において、責任主体としての「個人」「企業」「国家」「人類」等々と、責任の対象としての「個人」「地域住民」「後世代」「生物種」等々は、概念としても、理論としても、いまだ十分な基礎づけを得られていない^{注1)}。

そのような議論の状況の中で、ドイツの環境シンクタンク、ヴッパタール研究所^{注2)}は、2005年に出版された書籍、*Fair Future. Ein Report des Wuppertal Instituts*²⁾において、正義論と承認論、そして環境倫理の議論に、新たな可能性

を提起している。同書の表紙には、「有限な資源とグローバル正義（Begrenzte Ressourcen und Globale Gerechtigkeit）」という、同書の基本的な問題意識が簡潔に提示されている。石油資源、農地、利用可能な水、生物多様性…これらの資源は有限であり、無制限に利用したり、汚染することは許されない。そのような、いわば人間の経済活動の物理的制約条件のもとで、どうすれば全人類が貧困を免れ、人間にふさわしい豊かな生活を送ることができるか。この壮大な課題を、現実に解決していく方途を探るために、同書はまず、正義論に足場を築く。そして同時に、同書は、環境倫理の主要な潮流のひとつとなりつつあるかに見える世代間倫理、または生態学的全体論主義ではなく、正義論が従来の考察の対象としてきた世代内倫理に焦点をしほる。つまり、『公正な未来』と題されたこの書物は、社会哲学としての承認論に対しても、また環境倫理学としての世代間倫理または全体論主義に対しても、伝統的な経済思想としての（世代内の）正義論に足場を築いている点に特徴を持つ。環境問題を首尾一貫して経済問題として捉える点が、同書の最大の特徴であると言えるであろう。

しかし同時に、経済思想の観点から見ても、同書の立場は必ずしもスタンダードな観点ではない。なぜならそれは、伝統的経済学とは違つて、欧米的価値に基づく経済成長および生活水準の向上を至上命題とはせず、資源の有限性と持続可能性を出発点とし、同時に地方土着共同体を含めた各地域の自律的発展を目標とするからだ。

伝統的経済学は、ジョン・ロック以来、「資源は（人間にとて）無限に存在する」ということを前提としてきた。環境コストを経済コストとして扱わず、単に経済の外部性として扱ってきたのはそのためである。たしかに、伝統的経済学においても、資源の希少性という前提はある。しかし、それは入手でき、利用可能な資源の希少性であり、資源そのものの有限性に関しては、「物理的有限性」はあるとしても、新しい油田や新エネルギー源が発見されることによって、「経済学的には無限」であると考えられるケースもある。その意味で、同書の問題意識、「有限な資源とグローバル正義」は、たとえば「石油ピーク論」に見られるように、資源が無尽蔵に存在するという認識が破綻を来たしつつある現状にあって、自国の利益だけを考えよと教えるいわゆる「救命ボート倫理」ではなく、「宇宙船倫理」ないしは「グローバル民主主義」を貫徹するためには、どのような理論的枠組みが必要であるか、ということを課題としている。

同書ではまた、先進国の「豊かさ（Wohlfahrt）」モデル

の見直しが提唱されている。もっともその際、アメリカ型として、大量生産・大量消費モデルが挙げられ、これに対し持続可能モデルとして、西欧式が挙げられているかに見える同書の視角は、同書がイラク戦争（2003年）後まもない時期に執筆されたという特殊な事情を反映してか、国際政治における「アメリカ型」一極主義（ユニラテラリズム）に対する「西欧式」多極主義（マルチラテラリズム）を称揚する箇所とあいまって、読者には、一面的で必ずしも現実を正確に反映していない評価ではないかとの印象を与えるかもしれない。また、「ヨーロッパは何の役に立つか（Was taugt Europa）？」という最終章のタイトルに象徴される、同書の方法論的ヨーロッパ中心主義ゆえに、環境正義とアジア経済およびアジア的開発思想との関連が不問に付されているため、普遍性という点で不足しているという印象も与えるかもしれない。さらに、豊かさモデルの見直しといっても、そもそも、発展途上国の人々が消費文明を追い求めるのを禁じることはできないため、一体何が新しい豊かさのモデルとなりうるのか、また、適正な豊かさモデルが見つかったとして、それをどのようにして実践に移すことができるのか、という点について、同書は基本的ないくつかの観点を提起するにとどまっている。

しかし他方、同書が第6章において、総数で言えばアメリカの総人口に匹敵する、地方土着共同体における自然適合的な伝統農法を擁護し、また、地方分散型のエネルギー供給システムをはじめとする持続可能な経済のモデルを具体的に提起している点は十分注目に値する。その際同書は、旧植民地宗主国および近代国民国家と地方共同体の緊張関係に注目を促し、地域固有の文化に根差した社会発展を、たんなる経済成長・生活水準向上と区別して提唱し、さらに、WTOを中心とする自由貿易体制が、その前身であるGATTの精神に反して、南北間の貧富格差を是正することに成功していない、と鋭い指摘をおこなっている。そのラディカルさは、（原理としてはおそらくライプニッツのモナドロジーに始まり、）カントの法哲学、フィヒテの「閉鎖的商業国家論」を経て、イギリス自由主義経済論をつねに意識しながら、さまざまの問題点を含みながらも現在へと受け継がれている、いわば「ドイツ社会理論」の伝統を踏襲しているように見える。したがって、同書を初め、いまやヨーロッパを代表する環境シンクタンクへと成長しつつあるヴァッパタル研究所の研究動向を調査することは、アジアにおける政治経済問題および環境問題への対応に当たって、各地域の自律性を前提としながら、なおかつ共同意思決定のモデルを探る意味でも、さらには、「豊

かさ」モデルを固有の歴史・伝統と調和させるという、世界各国で端緒についたばかりの課題に引き続き取り組むためにも、少なくない意義を有するであろう。本稿が目指すのは、それゆえ、ヴァッパタル研究所の理論的支柱である同書の概観および論評を試みることによって、アジア経済におけるそれらの課題を解決するためのひとつの基礎資料を提供することである。

序論と第1章：環境正義

以下、『公正な未来』の章立てに沿って、内容を検討していきたい。

序論（Vorwort）では、同書の基本的な問題意識が述べられている。それによると、2004年インド洋津波の規模の大きさが報じられて以来、運命共同体としての「一つの世界（Eine Welt）」という認識が、かつてないほど現実のものとして感じられた。あの津波は世界中で援助の動きへとつながっていったが、被害が沿岸の貧しい地域の人々に集中したため、南北間の経済格差をも実感させた。「インド洋海岸の貧しい人々が、太平洋岸の豊かな人々と同様の早期津波警戒システムを用いることができたなら、数万人が死を免れたであろうという忍び難い考え」が、被害者を追悼する気持ちと、救援しようという気構えに入り交じっていた（S.9）。そこで、同書の扱う問題は、「グローバル正義と生命圏の運命」の関係ということになる。気候変動、貧困、および資源獲得競争という現実のただ中で、「将来、今よりずっと多くの人々が、限られた資源によって、尊厳ある暮らしをすることができるにはどのようにすればいいか？」ということが、同書の基本的な問題意識である。

資源・環境問題は、安全保障問題および、国家間正義の問題と密接に結びついていることは、広く知られている。近代以降の戦争が植民地・資源獲得戦争であったということはつとに指摘されてきた^{3)注3)}。また、公正な資源分配を国家間のレベルで考える場合、欧米の豊かさのモデルを世界中に拡張することは、生命圏の破壊を伴う危険があるため、かえって正義が確保されないことになる。したがって、大多数が豊かさから締め出され、グローバルなアパルトヘイト状態を招くか、それとも、地球が住めなくなることのないよう、豊かさのモデルを作り変えて誰もが豊かに生活できるようにし、グローバルなデモクラシーの道を歩むか、という選択肢に人類は直面していることになる。そこで『公正な未来』の著者たちは、後者、つまり、「民主的・世界市民的エコロジー」（S.10）の立場を取ること

をあらかじめ明言している。豊かな国々の生産・消費モデルの見直しによって、技術開発、制度改革を促進し、また質を重視する生活スタイルが模索されることになる(S.11)。

第1章では、「環境正義」について論じられている。環境正義には、次のような世界情勢が前提として考えられる。

1) 世界の一体化——技術的には、交通・通信・輸送手段によって、政治的には、国民国家から世界社会への、そして「シンボル的」には、人工衛星から送られる地球の映像によって、「一つの世界」が現実のものとなりつつある。

2) 中国・インドの経済成長、およびそれと並行して生じている貧富格差の増大——中国以外の地域で、極度の貧困層が増加している(S.28)。

3) 「成長の限界」——成長主義経済政策から持続可能な発展への転換が必要とされている。地表面における利用可能な資源と、地球環境の廃棄物の吸収・分解能力を前提とすれば、持続可能性に関しても、資源総量の減少よりも福祉の増大を優先させる(「弱い」持続可能性)ではなく、生存基盤の消失の危険を福祉の増大よりも重大視すること(「強い」持続可能性)が必要となってくる(S.32)。

このうち、2) に関する連して、一人当たり年収360ドル以下である貧困層が、1980年から2001年にかけて、総数では14億8100万人から10億9200万人に減少し、総人口に対する割合では、40.4%から21.1%に減少しているが、これは主として人口超大国、中国およびインドの経済成長によるものである。これに対し、極度の貧困層の人口は8億4000万人から8億9000万人へむしろ増加し、とりわけラテンアメリカ、東欧、中央アジアで改善の立ち遅れが目立っている。

また、3) に関する連して、エコシステムの「弾性(elasticity)」、すなわち、自然システムの均衡維持能力について、以下の7点が問題点として指摘されている。

1) 大気——この100年間で、0.6~0.7°C平均気温が上昇した。

2) 濡潤地域——1900年以来、半分以上が消失している。

3) 生物多様性——エコシステムの破壊によって、種の減少が進行している。

4) 土壤流出

5) 淡水——地下水(そのうち、50%以上人間が使用、内70%は農業用)が減少している。

6) 森林——人類史全体で60億haから39億haに減少し、29

カ国で16世紀以来90%が消失している。

7) 水産資源の乱獲

また、近年環境学において注目されている概念、「エコロジカル・フットプリント(Ökologischer Fußabdruck)」(一人の人間が食糧、水、住居、エネルギー、移動、輸送、商業活動、廃棄物吸収処理のために必要とする、生産可能な土地と浅海の平均面積)についても言及され、これが世界平均で2.2ha、先進工業国平均6~54ha、途上国では、中の上2.66ha、中の下1.73ha、下0.91haと、地域間の顕著な差が指摘されている。

ところで、加藤尚武氏が提言されている「環境倫理学の三つの主張」⁴⁾、つまり「地球の有限性」、「世代間倫理」、および「生物種保護」は、わが国においては、環境倫理学のスタンダードとも言える主張となっている。しかしそこでは、世代内の責任または正義が直接には問われていない。これに対し、『公正な未来』は、正義が問われる局面を次の三つに分類する。

1) 人間—生物(生態系)間——これは「三つの主張」のうち、「生物種保護」に該当する。生命の相互依存性、および人が生命圏の一部分をなすということが、この局面の基本的な認識である。「人間にとって、自然は環境(Umwelt)にすぎないのではなく、共世界(Mitwelt)でもある」とこと、「衣食住・文化への権利は、他の生物の権利と共存しなければならない」とこと、さらには、生命の有用価値と内在的価値の両面を考慮に入れることが、生物に対する正義の主要な内容である(S.38)。

2) 世代間(持続可能性)——上記主張の「世代間倫理」に該当する。科学技術の進歩により、人間共同体の範囲が拡張された結果、原子力の利用、気候変動、種の消失、人口増加をめぐって、現在世代による未来世代の「植民地化」を招きかねない諸問題が生じている。その際、「現在生まれた者は、後に生まれる者に対して、過去の世代から受け取ったものを『借り受けている』」つまり、現在世代は、過去の遺産の受託者(Treuhänder)として、これを未来世代に受け継ぐ責任を持つ(S.39)。

3) 世代内——3-1) だれが・どの程度、生命圏から利益を受けるか、および、3-2) だれが・どの程度、環境保護の負担を引き受けるか、をめぐってこの世代内の正義が問われる。世代内正義は、環境正義の盲点であり、コスト・不利益の外部化は、社会の外、つまり他の生物種に対してだけでも、後の世代の社会に対してだけでもなく、まずは同世代の社会内、つまり、工業国の周辺地域や、貧困層に対して起こる。

以上三つの局面を通じて、環境正義は、人間以外の生命、後世代、および不利益を被る人々ないしは国家に対して、地上の居住可能性を保持することを目標とする。その際、ガンジーが1928年に語ったとされる次の言葉が紹介されている。「神は、インドが西欧モデルの工業化に進んでいくことを禁じている。[...] 3億人〔当時〕の国民が英国と同じような帝国主義的経済搾取を始めたならば、世界はイナゴの害を受けるように食い尽くされてしまうであろう。」この簡潔な言葉に込められている思想は、持続可能な発展について考える際に極めて重要であると思われる。

環境問題における不平等

資源利用・環境負荷に関する地域間の不平等を考察することが、第2章の主題である。それに先立って、自然と人間の物質代謝（Metabolismus）の量と、「天然資源」の分類について言及される。まず、物質代謝は、文明の段階が上昇するに従って増加することは常識的に判断できるが、具体的には、身体の生物学的代謝（呼吸・発汗・栄養分・熱放射）が一人当たり年間800kgであるのに対し、農耕文化においては、家畜・農作物・道具・家屋を必要とするために、たとえば、インドの農村では、一人当たり年間2～5tとなる。さらに、工業文明の段階に至ると、高層建築・スーパー・プール・空港・戦車等々の必要なために、一人当たり年間40～70tに急増する。

次に、「天然資源」は、以下のように分類される。

- 1) 再生不可能資源——化石燃料、鉱石etc.
- 2) 再生可能資源——バイオマス、木材、水産資源
- 3) 種の多様性——エコシステム安定の条件
- 4) 大気・水・土壤——一定量維持／質的変化
- 5) 太陽光・地熱・風——クリーンエネルギー
- 6) 土地——1)～5) の資源利用の条件

これに続いて、エネルギー資源の保有量と消費量の関係、およびCO₂排出量の問題が取り上げられる。すなわち、工業国のエネルギー資源保有量は、世界全体で、石炭は40%，石油は5%，天然ガスは8%であるのに対し、同じく工業国の化石燃料消費量は、石油・天然ガスが50%以上、石炭が40%を占める。一方、CO₂排出量は、現在では、途上国の統計が工業国の総計を上回っているとも言われ、途上国の中、高所得層（香港、クウェート、マカオ、シンガポール、アラブ首長国、カタール等）においては、一人当たり排出量をとっても、先進国とほぼ同水準にある。

次に、「貿易量の増大と環境負荷の移転」という観点か

ら、資源利用の地域格差が考察される。世界における貿易総額は、90年代を通じて2倍に増加し、それに伴って、世界総生産も30%増加している。しかし詳細に見ていくと、貿易の内訳は、先進国間では高付加価値製品の取引が、先進国と途上国との間では、低付加価値製品または原料の取引が主流を占め、さらに、途上国となると、貿易額そのものが僅少である。

このような不均衡に加えて、環境負荷が先進国から途上国へ移転されているという問題も生じている。この問題を考察するに当たって有効であるのは、ヴァッパタル研究所のメンバーであるフリードリヒ・シュミット＝ブレーク教授の提唱による「エコロジカル・リュックサック（Ökologischer Rucksack）」の概念、すなわち、生産物1単位に必要とされる、廃棄物を含めた使用物質の総量である。たとえば、鉱石の採掘のためには山を切り開き、水を利用するため、生産物以外にも大量の物質移動が起こる。また、麦、綿花の栽培のためには、多くの土壌が必要である。エコロジカル・リュックサックの概念は、このように、生産物が生産されるための外的・物的条件に着目することによって、環境負荷を具体的に数値化しようとする。具体的な数字としては、アルミニウム1tの生産のためには7～8t、銅1tに対しては500t、そして金の場合は50,000tの物質が必要とされる。平均すれば、鉱物1tを輸入するためには、5tの物質移動が起こる。エコロジカル・リュックサックは、途上国においては増加の傾向にあり、工業国においては、鉱山の閉鎖等のため、減少傾向にある。これは、環境負荷が工業国から途上国へ移転されていることを意味する。

さらに、いわゆる「新しい消費者国家」における国内格差にも着目されている。「消費者国家」の「消費者」とは、年収が7000ドル以上の人々のことを指す。「新しい消費者国家」は、経済成長によって、一定割合以上の国民が「消費者」のカテゴリーに入る国のことと指すと思われるが、具体的にどの程度の割合で「消費者国家」とされるのかは言及されていない。なお、電力消費量に関しては、パキスタンおよびインドにおいて、下層に対して中・上層が3～5倍の消費量、消費支出に関しては、インドにおいて、上層10%の人口が下層10%の10倍を占めていることが指摘されている。

また世界全体では、「消費者」の絶対数では、多い方から米、中、印、日、独、露という順序になっているのに対し、人口に対して「消費者」の占める割合では、日、独、加、和、伊、仏、韓という順序となっている。同割合は、

西欧平均が89%であるのに対し、ロシアでは43%， ブラジルでは33%， 中国では19%と低い水準に止まっている。

資源問題

第3章では、資源をめぐる世界経済の現状が取り上げられる。石油、農地、水、そして知的財産の順番で検討される。

石油

石油は、「黒い金」とも呼ばれ、近代の工業経済には不可欠の資源である。したがって、石油の安定的獲得は工業国の中政学上の中心課題となる。たとえば、1945年以降、米国は、世界一の産油国であるサウジアラビアに軍事的支援を行い、その見返りとしてサウジアラビアは、油田の開発権を米国に供与してきた。湾岸戦争時、米軍がサウジアラビアに駐留したことは広く知られている。ところが、9.11テロ事件に際し、サウジ国内からのテロ組織援助が明らかとなり、これに伴って米・サウジ関係は冷却化した。米国は石油のサウジ依存体質から脱却する必要に迫られ、近年では、石油資源をめぐっては中央アジア（カスピ海岸）の重要性が上昇している。実際、90年代より、米国は、ウズベキスタンの独立を支援している。

エネルギー供給の主要な手段は、今のところ、軍事協同か、またはOPECその他のによる市場介入である。前者の例としては、米国およびNATOの中東への介入が挙げられる。また、石油輸出国は、石油を産しない日本や途上国への需要減少を防ぐため、低価格水準を保障する傾向にあるのに対し、石油輸入国であると同時に産油国でもある米国においては、輸入される低価格の石油と、国内石油産業を中東の安価な石油から守るために高価格政策が拮抗する傾向にある。

次に、石油資源の需給逼迫について見ると、80年代における需要量の増加分と新油田の開発による埋蔵量の増加分の比が4：1となっている。また、原油生産そのものの減少も予想され、生産総量の減少開始点(depletion midpoint)に、2008～15年には達するとも言われる。すでにピークを超えた地域としては、米国（70年代の60%）、ロシア（88年の70%）が挙げられ、また、ノルウェー、メキシコ、ペネズエラでは近年中にピークを迎える。

このような需給の逼迫に直面して、先進各国は資源確保のためにいわば帝国主義的政策を展開している。湾岸・イラク戦争、アフガニスタン、カスピ海、チエチエンにおける紛争への介入がその実例である。他方、原油の価格推移に対する途上国の経済的打撃は工業国よりも大きく、原油価格が1バレル当たり15～25ドル上昇すれば、経済成長率は先進国で0.4%，アジアで0.8%，サハラ以南の地域では3.0%低下すると言われる。その結果、国家債務の増大が避け難くなる。これらのことから、「石油に依存するかぎり、経済成長は平和をもたらさない」(S.98) ことが分かる。

農 地

次に、農地に関しては、経済のグローバル化による農地の商品化の問題が取り上げられている。たとえば、フィリピン・ミンダナオ島の利用可能な土地50%が外国資本の支配下に入っている。これは植民地・帝国主義時代の名残と言うべきであり、輸出品目のモノカルチャー化（バナナ、コーヒー、木材）が進むことにより、食料自給率は低下し、地元の農水産業の破壊を招く。同地域では、穀物不足量が70年代の4%から、90年代の9%，そして2003年には14%と悪化の一途をたどっている。その結果、対外債務に依存する財政構造となり、その返済の必要のために、より一層のモノカルチャー化を推し進めるという悪循環に陥っている。

石油政策と同様に、農業に関しても、「帝国主義的」というべき経済政策が現在でも展開されている。すなわち、先進国は高付加価値産業と機械化農業を行うのに対し、途上国では労働集約的農作物生産が中心となり、また資源供給国としての地位に止まる国々が多い。これにより、南北の二極分化と地域格差の固定化が進んでいる。輸出用作物の多くは価格が下落傾向にあり（1980年～2002年の間に、綿花は47%，コーヒーは64%，米は60.8%，カカオは71%，砂糖は76.6%，それぞれ価格低下が見られる），それに伴って、途上国たちのうち、債務超過の国は64カ国に上る。

また、農地化による自然破壊の問題も大きい。乾燥地を灌漑することによって、綿花生産を行った場合、農薬被害および塩害が進み、砂漠化をもたらす危険がある。（Tシャツ一枚生産するために20,000tの水が使用される。）したがって、途上国の輸出農業は、大土地所有による貧困の増大だけではなく、環境負荷の増大を招く。

ところで、古典的な経済理論のうち、貿易論としては、リカードの自由貿易論（国際分業論）が広く知られている。コストの利点のある製品に特化して生産し、なおかつ他の製品は外国から輸入するならば、結果として、世界総生産は増大するというのが、この理論の骨子である。しかし、

この理論に対しては、ハーマン・ディリーが批判を加えている。すなわち、リカード自由貿易論が機能するためには前提条件があり、それは第一に、労働、資本、および自然が各国に存在し、製品のみが交換されること（それと対立するのが、global cityであり、第2章で取り上げられた環境コストの外部化である）、第二に、貿易を行う各国家が均等な発展段階にあることである。

この章では、自由貿易論と対立する経済理論として、アリストテレスの『政治学』における経済モデルが挙げられている。それによると、経済は、①必要充足のための家政、および、②利益獲得のための商業からなる。そしてアリストテレスによれば、「①>②」の状態、つまり家政が商業よりも重視されている状態が理想状態であり、「①<②」の状態、つまり商業が家政に対して優位を占めている状態は望ましくない。「商業は不足分を補うことに限定されるべきであり、利益追求が優先されると、国内産業は破壊される」という考えに基づいて、アリストテレス＝トマスの利子制限論と呼ばれる学説が、ヨーロッパにおいて中世末期まで支配的な地位を占めた。カルヴァンをはじめとする宗教改革における利子の肯定、あるいは18世紀におけるイギリス自由主義経済論によって、交易が肯定されることによって、自由貿易への道が開かれたということは、よく知られている事実である。

水

次に、水に関しては、全人類の40%が水不足に苦しんでいる。2050年には、20~70億人が水不足に陥るのではないかとも言われている。ここでは、ダム水、「バーチャル水」、そして水道の民営化の問題が取り上げられている。

まず、ダム水は、発電、農業、生活用水として用いられる。中国では、世界の淡水のうち6%が中国国内にあるのに対し、同国の人口は世界の1/6を占め、さらに国内の淡水の3/4以上は揚子江以南にあることから、北部では慢性的な水不足の状態にある。そのため、南北を結ぶ大運河が古くから国家事業として展開され、それに伴って、住民の強制移住、さらに、移住後失業に追いやられるなどの問題が生じている。

次に、バーチャル水とは、財、サービス単位の生産に必要な水の量である。コンピューターチップ(2g, 32MB)は32リットル、自動車一台は400,000リットル、穀物1kgは1,000~2,000リットルの水をそれぞれ必要とする。農業は、淡水の65~70%を使用し、たとえばケニアの欧、日、米向け輸出用花卉栽培では、水の使用量が2001年に5200万

トンに上る。そのため、住民の300万人が水不足となり、農薬汚染も進行している。

次に、水道の民営化は、たとえば、マニラ市においては、90年代、30%の住民に水の入手が不可能であった上、財政赤字のために、97年水道事業民営化が実行された。その結果、水道利用者数は増加したものの、公的水道の閉鎖により、支払い困難な住民にとっては状況はさらに悪化した。水道料金は、97年比で、02年に3倍、03年に5倍と急騰している。

水は、生存権または基本的人権を実現するためのひとつの重要な資源である。生存権は物質的側面から見れば、主として、食事、健康、衛生、土地、食料、家屋を手に入れる権利からなるが、その際、水の汚染・高価格・不足は、生存権に反していると言わなければならない。

知的財産

最後に、知的財産は、工業経済からサービス経済への移行が主張されるなか、注目を集めている。最近では、遺伝子コードを特許によって法的に保護するbio-patentが論議の的となっている。生命関連の特許は、「種の多様性」と、それに関する伝統的・科学的「知識」を「財産」として捉える。その知識を応用することによって、植物の特別な性質を担う遺伝子を分離し、有用植物栽培、薬品・化粧品開発に役立てることができるからだ。この点は、私見によれば、さまざまの技術的可能性とともに、環境と身体への影響など、生物学的・生態学的問題が考慮されなければならない。また、生物多様性の利用はそもそも文化的営みであり、それを私有化し、多国籍企業にゆだねるのは、海賊的行為(biopiracy)に等しいとも、本章では指摘されている。

資源正義

第4章では、資源をめぐる正義が取り上げられる。正義とはそもそも、不正義の是正によって実現される価値である。その意味において、正義は、愛や自由と同様、積極的な規定が難しい「ユーピトア的概念」であるとされる。

世界市民的立場に立てば、1) 部族、国家ではなく、個人に道徳的承認が帰属する、2) 男性、キリスト教徒等ではなく、すべての人間に承認が妥当する、3) すべての他の人間を道徳的に承認する、以上の点が正義の主要な課題となる。たとえば、スポーツや国際プロジェクトにおいては、「相手を、まずもって人間として、その後はじめて、ヒンズー教徒、有色人種等々として認識すること」(S.131)

が、この立場からの正義を実現していることになる。

正義は、さしあたり、特定の人間関係において不当に扱われていることへの感情的反発によって認識される。「自分が不正に扱われていると感じる人は、自分に帰属するものが渡されないでいることを確信している。」(Ebd.) 親に対する子、教師に対する生徒、雇用者に対する労働者、裁判官に対する被告等々の関係が、こうした正義の欠如が認識される場面である。

また、正義は、詳細に見ていくと、以下のような具体的行動を要求する。

- 1) 利益・不利益の公正な分配：「誰も他人を犠牲にして利益を受けてはならず、誰も他人の利益のために危害を被ってはいけない」(Suum cuique；各人に各人のもの)
- 2) 他人の権利を実現し、弱者を無法状態、暴力から守ること
- 3) 共感・同情に基づき、慈悲心とは区別される意味での寛大さ
- 4) 個人的資質（ゆるぎなさ、一貫性等）とは区別される社会制度の正義（公正）

5) 人格的承認（社会において十分な権利を持つ成員としての・文化的侮辱に対する、集団的アイデンティティの承認：女性解放、反アパルトヘイト、少数土着文化、民族独立、南北、アラブvsイスラエル、イスラムvs西洋）

ここで注意すべきことは、資源の正義は、ただちに資源分配の正義と同一視されてはならない、ということである。すなわち、正義はまずもって、自己主張および市場への参加の権利が実現されている状態であり、また承認の正義である。これはいわゆる機会の平等と内容的には等しいが、機会の平等は人格的承認を内に含んでいる。そのような「承認」としての正義が前提となってはじめて、資源分配の正義、すなわち「平等」が問われる所以なければならない。

分配の原理には、1) 権利（基本権）、2) 必要（共産主義）、3) 業績（自由主義）がある。

現代正義論の代表的論者、ジョン・ロールズは、1) を「機会の平等」として捉え、これを2) の内容、すなわち、「結果の平等」と区別すべきであると主張した。そこで、ロールズは以下の論点を彼の採用する分配の原理としている。

- 1) 平等な基本的自由（既得権益の排除）＝相互承認、「過小な平等は自由の侵害」
- 2) (この点については該当事項なし)
- 3) 所有物、収益の平等な分配は、「社会全体の効用を減らすとき」不正義である（必要原理<業績原理）「過剰な平等も自由の侵害」

このような原理に基づいて、ロールズは、次のように「格差原理」を規定する。「社会的・経済的不平等は、次のふたつの条件を満たさなければならない：1) それらは、公正なチャンスの平等のもとですべての人に開かれている職責・地位と調和しなければならない。2) それらは、最も恵まれない社会成員にとって最大限の利益をもたらすのになければならない。」(S.135)

他方、格差原理から現在の世界経済を見た場合、資源利用、気候変動の影響、およびWTO体制のもたらしうる不平等が、果たして「最も恵まれない社会成員にとって最大限の利益」になっているか、ということが問われなければならないとされる。国連人権憲章（1948年）は、権利を担保するのは従来、個々の国家だけであったが、個人の権利を国際法においてはじめて定式化したことによって、道徳的共同体としての地球社会を国際法の中で取り上げた。これは人権概念の革命とも呼ばれる。そこでは、

- 1) 生得権としての自由、尊厳と権利の平等
- 2) 生命、人格の自由と安全への権利

この二つが生存権の内容とされるが、それが実現されるためには、清潔な空気・水、基本的健康、衣食住それぞれの確保は欠かすことはできない。都市生活用水供給ダム、最良の農地を輸出用作物「エキゾチック作物」栽培のために用いること、鉱物資源獲得の為の河川汚染等々 (S.138) は、人権憲章の規定する生存権には反するものである。とりわけ、WTOが推進する自由貿易体制が実際には、帝国主義的経済政策を推進しているのではないかという疑念（「茶、サトウキビにはじまり、綿花、ユーカリの木を経て、キウイ、小エビ類に至るまで、農業システムは、はるか遠方の国の消費者たちの食卓を彩り鮮やかなものにするために構築してきた」）が提起されている。さらに、生物多様性が価格ベースに載せられることそのものの問題点も、以下のように指摘されている。「生活（必要充足）経済と市場経済の間の資源獲得闘争は、自然をプランテーション、水産施設、貯水湖へと変えることをめぐる議論の火種となっている。いまや、『種物』や特定の植物種、有用動物にも、価格シールが貼られている。というのは、遺伝子を組み替えられた生物には、特許で保護された所有権があるからだ。従来無償で種を交換し、若芽を集め、動物を増やすことができた農民は、いまや自然を利用するための許可料金を支払わなければならないのである。」(S.138) これはいわば、現地住民の自然の利用権（一種の「入会権」）

を、自由貿易体制が崩壊させているということの指摘であると理解できよう。

『公正な未来』が採用する正義のモデルは、ロールズのそれであるよりはむしろ、ロールズ自身も大きな影響を受けたカントのそれである。カントは、他人の自由を尊重することによる、自他の外的自由の共存を正義の条件とした(S.144)。また、カントの定言命法(意志の格率の、普遍的法則との合致)に基づき、「すべての国民によって受け入れられることのない政治経済制度」が不正義であるとされる。これに対し、すべての国民の自由の領域を侵害せず、彼らに受け入れられる制度の原理が正義にかなっていることになる(S.145)。これに関連して、アマルティア・センが彼の経済発展論において、経済発展とは、実質的自由の拡大過程であると述べたことにも言及されている。

なお、この章では、対外債務問題にも触れられ、その際、債務帳消し問題は、責任・権利主体(行為者、行為、被害者)が不明確であるため、即決すべきではないとも指摘されている。

環境と歴史

第5章では、資源利用を中心とする環境と人間の関係が、歴史的観点から考察される。

ローマ文明は、地中海周辺地域からの食糧輸入によって成り立ち、中部中国文明は揚子江の水利に依存していた。このように、人類史は古くから自然利用と深い結びつきを保ってきたが、19~20世紀におけるヨーロッパ文明は、(蒸気機関の燃料としての)石炭の利用、および(原材料としての)綿花の輸入によって、地表の利用可能性の制限を除去すること、つまり地質学的年代から化石燃料を、地理学的遠隔地から農作物を動員することに成功した。現在においては、旧植民地の独立に伴い、資源の獲得は比較的困難になっているが、それでも工業国は大量の資源を途上国に依存している。近年では途上国も急速に資源利用量を増加させる中、自動車利用、空調つき建造物、高い肉食率に依存する食生活等々、工業国において達成された生活水準が世界中で実現され「うる」か、また、実現される「べき」か、ということが問われている。

現在のように生物学的・物理学的限界が克服される時代においては、私たちは、「正義すなわち貧困からの脱却は、先進国の生活水準の達成によってなされる」という命題と、これに対する、「北側の生活水準を前提としない正義の実現は可能である」という命題の間のジレンマに直面し

ている。そこで、『公正な未来』が提起する課題は、「収縮と収斂(Kontraktion und Konvergenz)」となる。これは、途上国の資源利用の上昇率を上回る率で、工業国が資源利用を縮小することを、環境正義への大前提と見なし、その上で、生命圏の許容範囲内の経済発展を目指すというものである。そこで念頭に置かれているのは、グローバル正義の課題、つまり、各国の自己決定・同権に基づき、少數国の独断に基づくのではない経済発展である。

ここでは、ヴァッパタル研究所のブレーク教授の発案による、先進国の生活水準の見直しのための規準、「ファクター10」が言及され、くわえて、途上国に関し、資源利用の「尊厳ライン(dignity line)」、すなわち、生活の基本的な必要を満たすために欠かすことのできない、灯油や生物ガス、エネルギーインフラ・輸送インフラの一定量についても言及されている。(この点において、「効率」重視の自由主義経済理論とは異なり、アリストテレス的「充足」原理が重要視されている——後述) また、「収縮と収斂」モデルにおいては、工業国だけではなく、途上国の発展カーブにも注文がつけられ、それが指数カーブになってはならない、と主張される。持続可能な経済は、工業国および途上国の双方が厳しい条件をクリアしてはじめて達成される。

なお、「収縮と収斂」モデルと対比される意味における、「経済成長」モデルを特徴づけるのは、第一に、経済発展は高い水準の資源利用によって可能となるという期待であり、第二に、物質的豊かさの上昇を、豊かさの向上と見なすという点であった。これらは長年、経済成長の神話をなしてきた。しかし、成長経済モデルは、神話と現実の両面から考察されなければならない。すなわち、一見したところ、豊かさと資源利用の間には、相関関係が見られるのは確かであるが、しかし、仔細に見ていくれば、必ずしも相関してはいない面もある。そのことが、以下のように、前述のエコロジカル・フットプリントと、「国内総生産」または「人間的発展」それぞれの指標との関連として示される。

1) 「国内総生産」とエコロジカル・フットプリント

一人当たり1000ドル以上では、資源利用増加と豊かさの上昇は相関関係にある。しかし、同水準の一人当たり国内総生産を持つ国との間の格差も顕著である。たとえば、米国、アラブ首長国連邦は、西欧平均、日本の、また、コスタリカはペルーの、それぞれ2倍のフットプリントを記録している。このことから、資源利用と豊かさは必ずしも相関せず、地理的・政治的条件および・教育水準もまた深く関わっている。

2) 「人間的発展」とエコロジカル・フットプリント

「国内総生産」とは異なる指標、「人間的発展」(平均余命、初等教育普及度、健康水準等による指標)の一定水準(約0.75)までは、フットプリントによる開きが少ない。つまり、韓国やオランダのように、高水準の「人間的豊かさ」を、比較的少ない資源利用によって達成している国がかなり多く存在する。

豊かさは、所得格差、環境破壊、治安、家賃、健康、社会的帰属意識とも関連づけて考察される必要がある。たとえば、米国では、1953年から1993年にかけて、平均所得が倍増したにも関わらず、アンケート回答で、「とても幸福」と答えた人の割合は、35%から32%へとむしろ下落している。このことからも、豊かさ指標は、経済指標、自然指標、社会指標それぞれを組み合わせたものとして構想されるべきであり、「消費効率の高い豊かさ」が目標とされなければならない。

この点に関し検討されなければならないのは、大量消費の是正である。これは、以下三点を条件とする。

1) 効率 (efficiency)：資源の合理的な利用。財・サービス一単位あたりの資源・エネルギー消費の削減。技術と組織の改善、再利用、廃棄物削減がその手段である。廃棄物がなく、生産物のみがあるシステム——ある利用段階の廃棄物が次の利用段階の原料となるリサイクル文明の構築。

2) 継続性 (consistency)：自然と調和した持続可能な経済。水素エンジンは環境負荷が少ないが、土地、インフラ、稀少資源を用いる点において、また、情報技術は単機あたりの電力消費量は少ないとはいえ、大量の物質を消費し、ネットワーク全体としてのエネルギー消費を増大させた点において、この継続性には必ずしも合致しない。

3) 充足性 (sufficiency)：資源の儉約的利用。この概念は、ラテン語のsufficereつまり、sub+facereに由来し、「基礎を置く」「十分である」「準備がある」という意味である。個人と全体の幸福のために必要な分量の富があることが、充足性においては含意されている。もっとも、「どの程度が十分であるか?」という点で意見は分かれりし、また、充足性原理は前近代的である〔つまり中世社会における経済活動の制限を想起させる〕として、自由主義経済論者からは根強い反対論がある。

持続可能な経済は、第一に、技術革新によって、また第二に、物質量から生活の質への転換によって可能となる。その際エネルギーは、可能な限り化石エネルギーから再生

可能エネルギー（太陽、風力、水力、バイオマス——広い意味では太陽エネルギー）への転換が図られるべきであり、そのことが結果的に、温暖化防止にも、また戦争回避にも役立つことになる。さらに、交通機関について見るならば、19世紀後半以来、内燃機関を交通に応用することによって可能となった遠距離交通は、大量の資源消費に依存しているため、持続可能な交通システムへ転換される必要がある。その際、今触れた三つの原理に従って、1) エネルギー効率改善（水素、エタノール等）、2) 自家用車から公共交通機関への転換、近距離の自転車・歩行、3) 交通の絶対量の削減（充足性原理に基づくcar-sharing：所有せず、利用する）等が手段として提言される。

『公正な未来』の立場は、現在経済発展の直中にある途上国に対する一定程度の期待によって特徴づけられる。すなわち、化石燃料に依存した先進工業国が、資源獲得戦争をはじめとして袋小路に立ち入っているのに対し、途上国は、「エコロジー的躍進」によって、工業国を追い抜くチャンスを有するとされる。たとえば、中国は、太陽光発電機付無線電話の購入において、世界首位を占めている。その他、以下のような提言に鑑みながら経済発展がなされるならば、途上国の発展にはエコロジーの観点から十分な可能性があるとされる。

1) 分散型発電

太陽光・風力・小規模水力発電・バイオマス・コージェネレーション（電力・熱併用；Kraft-Wärme-Kopplung）を適度に組み合わせることによって、電力を利用者に直接供給する。地域経済密着型・住民参加型の、民主的発電システムとして、従来の集中型大規模発電所に対抗する。なお、再生可能エネルギーの先進地として、エジプト（水力、風力、太陽）、フィリピン（世界一の地熱発電国、風力、太陽）、ブラジル・カリブ海沿岸諸国（エタノール）が挙げられている。

2) 自動車非依存型輸送手段

交通の最低水準は、一人当たり2000kmであると言われる。持続可能な交通システムの基本原理は、“first walk, then bike, then ride”である。

3) 再生農業

化学肥料の導入によって、自然な物質代謝、および農業と林業のバランスが動搖を來している。また、労働・資本集約産業によって、都市に人口が流入し、都市の人口過剰を招いている。産業的農業は社会経済的に袋小路に陥り、土壤の肥沃度低下、土壤流出、地下水汚染、農業生物学的多様性の後退、輸出用作物モノカルチャーに

よる食糧自給率の低下などの問題が山積している。そこで、再生農業の目標は、自然・社会資源の節約的利用、つまり、地域市場、伝統農法の継続、土壤肥沃度維持、屎尿／排水「資源」の利用（肥料・発電・洗浄）、局地的気候の安定性維持、バイオマス提供、農業・畜産業・漁業の有機的結合、等となる。バングラディッシュにおける「緑の革命」は、化学肥料・殺虫剤の多用、モノカルチャー化、さらには、同地域における1988年の大洪水によって頓挫した。その後、近年では、ミックス・カルチャー（混合栽培）への転換が図られている。

また、このことに関連して、世界銀行の途上国でのエネルギー開発プロジェクトにおいては、1992年から2004年にかけて、半数近くのプロジェクトが化石燃料の世界市場への輸出促進に用いられていたという問題がある。また、世界銀行の投資総額のうち、94%が化石燃料資源に割り当てられ、再生可能エネルギーは6%に過ぎなかった。そのことへの反省から、2004年以降、再生可能エネルギーが重視されるようになっている。

公正とエコロジー

第6章は、エピローグである第7章を除いて、『公正な未来』の最も強い主張が含まれているという意味で、実質上の最終章である。

経済主導のグローバル化は、18世紀英國の自由主義に由来する自由市場を、世界単一市場へと拡張するものである。これに対し、政治主導のグローバル化は、ヘレニズム以来の世界市民主義に端を発し、18世紀ヨーロッパの啓蒙主義を経て、人類の生存権確保・民主主義・エコロジー・経済的効用のバランスを主張するものとなっている。

この意味で、1997年に締結された京都議定書は、環境保護への国家の責任を明確に規定し、温暖化ガス削減の法的義務を課す点において、広い意味で、政治的グローバル化の流れに位置する。その際、気候変動の影響が、経済社会生活の自然への依存度の高い途上国において、工業国よりも大きく、これに対し、気候変動の原因の多くは、途上国よりもむしろ工業国が作ってきたのだとすれば、気候変動への責任が工業国においてより大きいのは当然のこととなる。この責任は、市民権の中心部に位置するとされる生命権（生存権）、およびそれを実現するための水、肥沃な土地、住居、伝染病のない環境等、生存の基礎となるものの確保という観点を中心に果されなければならない。

その際、責任配分の規準は、「一人当たり」負担原則が

適当であるとされる。その基本原則は、「環境（=グローバルな共同体の共有財）は国家ではなく、すべての個人（人類）に属する」というものであり、それに従えば、一人当たりのエネルギー消費量という観点から、温暖化ガスの削減義務は途上国よりも工業国により多く課せられ、また、発展段階に応じて途上国にも相応の義務が課せられることになる。

次に、同書の最も強い主張と見なすことのできるのが、国民国家と土地利用権の関係に関する考察である。

環境正義は従来、国家間の関係で問われてきた。しかし近年、これに加えて新しい局面として、国家または大企業と、地域社会・土着共同体との関係も問われるようになってきた。この点に関し、地方土着民の総人口は3億人で、米国の総人口に匹敵することが指摘されている。

地方土着共同体と所有権の関連については、以下のように述べられている。「地方の土着共同体は、それを取り囲む生物的資源と多様な仕方で結びついている。それらは単に栄養源、医療、衣類、住居の資材であるだけではなく、共同体の精神的存在と結び合わされている。伝統的共同体の文化を自然から切り離すことができないのと同様に、逆にまた“種物”，栽培植物、動物の分布、植生もまた、共同体の歴史的推移によって刻印づけられている。生物多様性と文化的多様性は共・進化（co-evolution）の大部分をなす。」（S.200）

ここでは、旧植民地宗主国または国民国家と地方土着共同体の間に存在しうる対立軸が念頭に置かれている。そこで、「自然の多様性は誰に帰属するか？」という問い合わせた場合、答は、同書の立場からは、「（土着共同体は生命の多様性によって生きるために、自給自足原則の観点からは）地方の自然資源は土着民に優先的に帰属する」ということになる。

なお、この点に関し、あまり知られていないが、カントの所有権論、および反・植民地主義論が、市場原理主義への対抗概念として考慮に入れられてもよいだろう。カントは彼の法哲学において、概略、以下のように主張している。

- 1) 所有権というのは、人類の共同占有の対象である地表面を、同意・契約を通じて私有化し、利用することを意味する（「共有私用」論⁵⁾）。また、土地所有の安定化が、永遠平和につながる。
- 2) 対象（たとえば土地）に投下された労働によって所有権が根拠づけられるという（ジョン・ロックに代表される）発想（労働所有論）は、「物件の人格化（Personifizierung

der Sache)」に基づいており、誤っている。

3) 未開の原住民を、未開であるという理由でこれに「文明」を与え、そして彼らが所有することなく用いていた土地に労働を投下することによって、入植民の土地所有権を正当化しようとするのは、詐欺にも等しい発想である。

また、自由貿易論への最も強力な反論としては、アリストテレス的充足原理を中心に展開されるフィヒテの「閉鎖的商業国家論」(1800年)が、その問題点と共に考慮に入れておかれるべきであろう。そこでは、自然生産物獲得業者、加工業者、商人、そして官吏が有機的に構成された社会観が提示される。主要な内容は以下のようになる⁶⁾。

1) 社会の基本三身分は、自然生産物獲得業者(Produzent)、加工業者(Künstler)、商人(Kaufleute)であり、国家は、それぞれに従事する国民の数を、獲得業者を基準にして規制しなければならない。「政府の構成員、教育者、軍人といった身分は、基本三身分のために存在する。」

(S.76)「獲得業者以外の身分は、獲得業者によって獲得される生産物によって養われる数を超えてはならない。農業から解放されている市民の数は、農業生産物の量、土地の生産性、農業の状態に従って国家によって考量されなければならない。[...] 自然生産物の獲得は国家の基礎であり、他のすべてのものを測る規準である。」

(S.78f.)「国家は加工業に携わることのゆるされる人の数を一定数に保たなければならず、条件が同じであればこの数を上回らないようにしなければならない。」

(S.79)

2) 公定価格によって社会秩序が維持されなければならない。「このような国家においては全員が全体の奉仕者であり、そのために公共善(das Gute des Ganzen)の正当な持ち分を保持する。だれも自分だけ豊かになることはなく、だれも貧しくなることもない。各人全員に彼らの状態の維持が保証され、そのことによって全体には安定しバランスの取れた持続が保証される。」(S.88f.)

3) 均衡状態を保つために外国貿易は制限されなければならない。「政府は一定量の商品が流通することによって国民(臣民Untertan)が慣例的な必要を持続的に満たすことができるよう勘案すべきである。外国人はこの政府の管轄下にはないので、彼がもたらすものはこの数量には規制できない。」(S.88f.)

4) 国富の【道徳的・社会主義的】定義。「内的で本質的な福祉(Wohlstand)とは、人が可能な限り容易で持続的な労働によって、最も人間的な享楽を与えられること

ができる、という点にある。これは国民の福祉であり、個々の個人の福祉ではない。個人が最大限の福祉を享受するという状態は、しばしば、国民が最大限の不幸(Übelbefinden)におかれているということの最も際立つ兆候であり、そのことの本当の理由である。福祉はすべての人に等しく普及すべきである。」

むすびにかえて

「ドイツ社会理論」を、ここではさしあたり、1) 労働所有論批判(カント)、2) 植民地主義批判(カント)、3) 貿易制限論(フィヒテ)、4)「国民の福祉」論(フィヒテ)の四点にまとめておきたい。彼らに共通するのは、産業革命を経て、自由市場、自由貿易によって世界経済秩序のイノベーションを果たしつつあったイギリス経済および経済思想を多かれ少なかれ意識しながら、アリストテレス(的充足原理)にまでさかのぼりうるヨーロッパの思想的伝統に依拠しつつ、固有の批判的見地からの社会理論を構想したことである。ここでは詳述できないが、ヘーゲルにも、マルクスにも、また後のマックス・シェーラーにも、おのおのの立場の相違(ヘーゲルのプロテスタンティズム、マルクスのプロレタリア社会主義、シェーラーのカトリック社会主義)にも関わらず、共通して、当時発展しつつあった、効率を何より優先するとされる抽象的な人間像(「経済人(ホモ・エコノミクス)」)に基づく近代経済学、または経済中心の価値概念への批判的考察が見られる。

こうした「ドイツ的」社会理論の伝統との結びつきが、『公正な未来』の著者たちにおいてどの程度意識されているかは十分明確ではない。しかし同書では、カント定言命法に基づいて、国際的妥当性を持つ政治経済制度の理念が正義論の支柱に据えられているし、また、経済的利益よりも政治的秩序を優先するという大陸ヨーロッパ型の社会観に基づきながら、地方土着共同体のそれを含めた、生存権を優先する新しい権利の概念が提起されている。すなわち、「地方土着共同体の資源への権利は、『アприオリ』な権利【として固有に備わっている】であり、私的利润に供する権利を上回る。」(S.202) この「アприオリ」な土地利用の権利は、明治初期の日本において、近代的所有概念および近代的公・私法の導入により、入会地が解体された例をはじめ、近代国民国家形成に伴い、村落の共同体慣行が破壊されるという、後発国の多くで見られた歴史的事実と併せて考える必要があるだろう。

さらに、「人間的発展指標」として実際に運用されてい

るような新しい豊かさ指標は、充足性原理、自由貿易批判といったモチーフを介して、『公正な未来』の思想をフィヒテ社会理論と関連づけることを可能にするように思える。もちろん、充足性原理および自由貿易批判は、統制経済と相通じる思想であり、そのままの形で受け入れることはできない。しかし、豊かさ指標にしても、社会経済秩序の理念にしても、これらを今後より確かな基盤の上に打ち立てていくためには、何らかの思想史的反省が必要となるであろう。その際、「ドイツ的」社会理論としてここで暫定的に取り上げた諸理論と、現実の指標構築および社会制度構想の展開過程を対質することは、一定程度有効ではないだろうか。

とりわけ、社会経済秩序の問題を考えるに当たっては、やはりWTO（世界貿易機関）体制の問題点がクローズアップされるべきであろう。広く知られているように、WTOの前身はGATT（関税と貿易に関する一般協定）である。第一次世界大戦後の領土問題に端を発し、ドイツでは1923年から24年にかけて、ハイパーインフレーションが起こった。後に、世界大恐慌後、貿易制限と通貨のブロック政策が西ヨーロッパにおいて展開され、それへの対抗軸を形成するというドイツまたは日本の野望が、第二次世界大戦のひとつ的原因ともなった。このことの反省に立ち、戦後経済においては、自由貿易体制を樹立するためにGATTが、また、通貨の安定化を図るために、IMF（国際通貨基金）が設立されたのである。1994年にはWTOが結成されるが、これは、公正で持続性のある貿易体制の確立により、貧富格差を是正することを目指している。WTOはその際、工業製品、サービス、農業製品の市場開放を各国に求める。しかし、原則論として、そもそも、貿易の拡大が、豊かさへの唯一の手段であるのかどうか、そうではなくむしろ、法的体制、正当な政府、教育の充実が、それに先行しなければならないのではないかということが、必ずしも十分には論議されていないのが現状ではないか。

また、「生活水準」も、従来の経済中心の価値基準だけではなく、人権や環境適合性を考慮に入れるものとならなければならない。競争の「公正化」による受益者が、多国籍企業に偏る傾向もある。こうした問題を解決し、自由市場経済と地域固有の経済発展が調和する方途を探ることが、私たちに課せられた課題であると言えよう。これらの課題を解決していくにあたっては、本稿で一瞥したような『公正な未来』における社会理論の構想を、歴史的・思想的観点からさらに深化させ、自由市場・自由貿易一元論への対抗軸となりうる理論構築の可能性に結びつけていくこ

とが必要であると思われる。

引用文献

- 1) 丸山徳次：文明と人間の原存在の意味への問い 水俣病の教訓. 加藤尚武（編），新版 環境と倫理 自然と人間の共生を求めて. 有斐閣，東京，67-90（2005）
- 2) Wuppertal Institut für Klima, Umwelt, Energie : Fair Future. Ein Report des Wuppertal Instituts. Verlag C. H. Beck, München (2005)
- 3) Scheler M : Die Wissensformen und die Gesellschaft. In : Scheler M : Gesammelte Werke Bd. 8 . Bern und München (1960)
- 4) 加藤尚武：環境問題を倫理学で解決できるだろうか 未来にかかる地球規模の正義. 加藤尚武（編），新版・環境と倫理 自然と人間の共生を求めて. 有斐閣，東京，1-16（2005）
- 5) 桐原隆弘：カント私法論の倫理学的考察——『共有私用』論のアクチュアリティー. 日本倫理学会（編），倫理学年報. 東京，81-96（2004）
- 6) Fichte JG : Der geschlossene Handelsstaat. In : Fichte JG : Ausgewählte Politische Schriften. Suhrkamp, Frankfurt, 59-167 (1977)

注

- 注1) この点に関しては、科研「自己知と自己決定の倫理学的再吟味」(大庭健教授代表)研究会(2006年8月)での、筆者の口頭発表(「歴史教育における責任の問題」)に対していただいた、大庭健教授のコメントから多大な示唆を得た。
- 注2) 同研究所の正式名称は、「ヴッパタール気候・環境・エネルギー研究所 (Wuppertal Institut für Klima, Umwelt, Energie GmbH)」。ドイツ、ノルトライン・ヴェストファーレン州のヴッパタール市に設置され、同州の財政援助も受ける民間研究機関(有限会社)である。現所長はProf. Dr. Peter Hennicke氏。URL: <http://www.wupperinst.org/de/home/index.html>
- 注3) 第一次世界大戦後、ドイツの哲学者・社会学者マックス・シェーラーもまた同様の指摘を行っている。「[精神的生産の技術ではなく] 物質的生産の一方的な発展および、それに属する実証科学は、 [...] 技術と科学の可能な発展、さらには実証科学の発展

によって、一人一人の人間が、自分が消費するよりも多くの経済的財を生み出すことが可能になる、という確信の基礎をなしている。その結果、すべての

戦争と革命が、あまりに人口が増えすぎたヨーロッパの、生活手段の余地と可能な成長を確保するための手段となつた [...]。」（文献3）S. 142)